
令和3年大和町議会4月随時会議会議録

令和3年4月20日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	税 務 課 長	小 野 政 則 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	町民生活課長	阿 部 昭 子 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都市建設課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前11時10分 開 会

議 長 （高平聡雄君）

会議の前に申し上げます。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の集団発生を防止するため、傍聴席側の扉を随時開放し、休憩中は議場の両扉を開き換気を行います。議員及び執行部の皆様におきましても、会議中のマスクの着用をお願いします。

先ほど全員協議会でもお話ししましたが、感染状況及び蔓延防止期間であることを踏まえ、全員協議会同様、随時会議におきましても出席者を三役及び議案審議関係課長等とさせていただきます。皆様のご理解とご協力をよろしくをお願いします。

本日、報道関係者から傍聴をしたいとの申出があり、大和町議会先例集139大和町議会傍聴規則第7条に基づき、許可をすることにいたしましたので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和3年大和町議会4月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番今野信一君及び6番犬飼克子さんを指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定いたしました。

日程第3「報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

日程第4「報告第5号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例について）」

日程第5「報告第6号 専決処分の報告について（大和町都市計画税の一部を改正する条例について）」

日程第6「報告第7号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算（専決第4号）」

日程第7「報告第8号 「専決処分の報告について（令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）について」

議長（高平聡雄君）

日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）から日程第7、報告第8号 専決処分の報告について（令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

都市建設課、亀谷でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願ひいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和2年大和町議会2月随時会議におきまして、議案第4号により議決をいただきました令和元年度橋梁上部工架設工事（町道吉岡宮床線）です。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は1億8,150万円、

変更後の契約金額が1億8,643万4,600円、契約金額の増額が493万4,600円でございます。

3、変更の理由でございます。本工事につきましては、吉田川床上浸水対策特別緊急事業として、吉田川の川幅を拡幅することに伴い、高田中央橋を現在の1径間から2径間にするものとしたしまして工事を行ったものでございます。

本工事以外の緊急事業関連工事の進捗状況や関連工事も含めると、平成31年4月から通行止めの規制を行いながら施工したものであります。

このことから、早期の橋梁開始と吉田川床上浸水対策特別緊急事業の全体事業と効果の促進を図るものとしたしまして、本工事の橋桁架設工法を架設桁架設工法からクレーン併用架設工法に変更したものでございます。

令和3年3月19日専決。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

税務課長小野政則君。

税務課長 (小野政則君)

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり、令和3年3月31日に専決処分したものでございます。

今回の一部改正につきましては、3月定例会議中に開催をいただきました全員協議会におきましてご説明を申し上げました令和3年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、令和3年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き4月1日から施行がされる所であり、令和3年度の課税に支障のないよう対応いたすため改正したものであります。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等、その準則に沿って今回の一部

改正の専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。
議案書4ページをお願いいたします。

法の一部改正によります改正する条例が2つとなることから、本条例において2つの条に分けた形で改正するとなります。主な改正点といたしましては、個人住民税の住宅ローン控除、固定資産税、土地の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、種別割のグリーン化特例の見直しでございます。

それでは、第1条による改正でございます。初めに、第24条第2項につきましては、住民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものであります。

4ページから6ページをお願いいたします。

第34条の7につきましては、寄附金税額控除の特定公益法人等に対する寄附金制度の範囲の見直しを行うものであります。

第36条の3の2の第4項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認について廃止をするものであります。

7ページをお願いいたします。

第36条の3の3第1項につきましては、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものであります。

第36条の3の3の第4項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認について廃止をするものであります。

7ページから8ページをお願いいたします。

第53条の8につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備を行うものであります。

第53条の9第3項及び第4項につきましては、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認について廃止をいたすものであります。

第81条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率に係るもので、読替規定を対象に追加をするものであります。

9ページをお願いいたします。

続きまして、附則の改正でございます。附則第5条につきましては、個人の住民税の所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものであります。

附則第6条につきましては、特定一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控

除の特例について、令和9年度まで延長を行うものでございます。

9ページから11ページをお願いいたします。

附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例について、法律改正による引用条項の整理を行うものであります。

12ページをお願いいたします。

附則第10条の4につきましては、熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受ける際の申告につきまして、適用年度の改正を行うもので「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改めるものであります。

12ページから14ページをお願いいたします。

附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例について、法規則の新設に合わせて新設するものであります。

附則第11条につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意味の適用年度の改正をするもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものであります。

附則11条の2につきましては、土地の価格の特例について、適用年度の改正をするもので、「令和元年度分または令和2年度分」を「令和4年度分または令和5年度分」に改めるものであります。

14ページから17ページをお願いいたします。

附則第12条第1項、第4項、第5項につきましては、宅地及び商業地等に対して課する固定資産税の特例について適用年度の改正をするもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるもの、また、令和3年度の課税標準額については、前年度と同額とするもの、第2項及び第3項については、「平成30年度から令和2年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改めるものであります。

附則第2条の2につきましては、用途を変更した宅地等に係る税負担調整措置について、適用年度を改めるもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものであります。

附則第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例について、適用年度の改正を行うもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるもの、また、令和3年度の課税標準については、前年度と同額とするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。

附則第15条の第1項につきましては、特別土地保有税の課税の特例について、適用

年度の改正をするもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、第2項につきましては、土地の取得期間を「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」までに改めるものであります。

18ページから21ページをお願いいたします。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例について、グリーン化特例のうち、50%、25%軽減対象の営業用乗用車に限定し、特例期間を2年間延長するよう改めるものであります。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税種別割の賦課徴収の特例について、法律改正により引用条項の整理を行うものであります。

附則第16条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、法律改正により引用条項の整理を行うものと、軽自動車税の取得する期間について令和3年12月31日まで延長するものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。

附則第16条の2の2の2につきましては、軽自動車税環境性能割賦課徴収の特例について、法律改正により引用条項の整理を行うものであります。

附則第22条第2項につきましては、東日本大震災に係る土地の固定資産税の特例の適用期間につきまして、「令和3年度まで」を「令和8年度まで」に延長するものであります。

附則第26条第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例について、制度の拡充、延長を行うものであります。

次に、第2条による改正であります。第2条では、大和町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第15号）の一部を改正するものであります。

22ページから23ページをお願いいたします。

第48条第9項及び第15項につきましては、法人の町民税の申告納付につきまして、法律の改正により引用条項の整理を行うものであります。

23ページから24ページをお願いいたします。

第50条第4項につきましては、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について、法律の改正により引用条項の整理を行うものであります。

第52条第3項につきましては、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、法律の改正により引用条項の整理を行うものであります。

24ページから26ページをお願いいたします。

附則第4条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例について、法律改正

により引用条項等の整理を行うものでございます。

附則でございます。第1条は、施行期日でございます。この条例は、原則令和3年4月1日から施行するものでありますが、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

初めに、第1条につきましては、寄附金税額控除、医療費控除等の特例の規定について、令和4年1月1日から施行するものであります。

次に、第2号につきましては、個人の町民税の非課税関連の規定については、令和6年1月1日から施行するものであります。

第3号及び第4号につきましては、固定資産税等の課税標準の特例について、それぞれ産業競争力強化法等の一部を改正する法律の附則第1号及び第2号に掲げる規定の施行日及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から施行するものであります。

26ページから28ページをお願いいたします。

第2条は町民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条については軽自動車税に関する経過措置を、各項に基づき適用するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

続けて、税務課長。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分についてでございます。

大和町都市計画税の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり、令和3年3月31日専決処分いたしましたものであります。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第5号の町税条例と同様に、令和3年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により、引用条項の整理などを行う改正

でございます、準則にのっとり整理するものでございます。

それでは、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書30ページをお願いいたします。

改正後の附則第2項から第5項につきましては、法附則第15条による我が町特例による固定資産税の特例措置に係る課税標準等の法律改正によります引用条項の改正によるものでございます。

30ページから31ページをお願いします。

附則第7項につきましては、宅地等に対して課する都市計画税の特例について、適用年度を改正するもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるもの、また、令和3年度の課税標準額について、前年度と同額とするものであります。

31ページから32ページお願いいたします。

附則第8項及び附則第9項につきましては、商業地及び宅地に係る都市計画税の特例について、適用年度の改正をするもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和4年度から令和5年度」に、また、引用条項を改めるものでございます。

附則第10項及び附則第11項につきましては、商業地に係る適用年度の改正を行うもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」までと改めるものでございます。

32ページから33ページをお願いいたします。

附則第13項につきましては、農地に係る都市計画税の特例について、適用年度を改正を行うもので、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるもの、また、令和3年度の課税標準額について、前年度と同額とするものであります。

附則第17項につきましては、法改正によります引用条項の改正となるものでございます。

附則でございます。第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、経過措置を規定するもので、改正後の大和町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度の都市計画税について適用し、令和2年度分まではなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書(専決第4号)につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

ページの中ほど、専決処分のとおりでございまして、専決処分の日は令和3年3月31日でございます。

35ページをお願いいたします。

令和2年度大和町一般会計補正予算(専決第4号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億5,169万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を162億3,261万2,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書36ページから37ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、変更でございまして、第2表によるものでございます。

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。補正前の額につきましては、3つの地方債の合計が1億2,870万円でしたが、補正後につきましては、一般補助施設整備等事業債につきましては、認定こども園施設整備事業債の確定によりまして減額いたすものであります。

地方道路等整備事業債は、町道西小路線の事業費確定により減額いたすものであります。

減収補填債は、宮城県からの確定通知によりまして減額いたすものであります。

合計では1億960万円となるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、掲載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書(専決第4号)3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。3ページの2款地方譲与税から4ページの中ほどにございます11款地方特例交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして増減の措置をいたしたものであります。

11項目の合計では1,085万5,000円の追加となるものであります。

続きまして、12款地方交付税につきましては、額の確定による追加でございますが、特別交付税及び震災復興特別交付税とも増額でございます、合わせまして3億5,264万8,000円を追加措置いたすものであります。

16款2項1目総務費国庫補助金1節につきましては、個人番号カード交付事業費の確定によりまして追加いたすものでございます。

同じく、8節につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分の追加計上でございます。

同じく、2目民生費国庫補助金につきましては、児童手当とマイナンバーカード連携のシステム改修の事業費の確定により追加いたすものであります。

5ページをお願いいたします。

同じく、3目衛生費国庫補助金につきましては、1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の確定により減額いたすものであります。

次の2節につきましては、令和元年の台風第19号で発生いたしました稲わらの運搬及び処理の事業費確定によりまして減額いたすものであります。

同じく、6目教育費国庫補助金1節教育総務費補助金につきましては、学び支援コーディネーター等配置事業でございますが、昨年4月、5月の小中学校の臨時休業によります勤務日数の確定による減額であります。

17款1項2目民生費県負担金につきましては、6目災害救助費負担金といたしまして、令和元年の台風第19号の豪雨災害等で実施いたしました住宅応急修理支援事業に要しました費用の一部が令和2年度で追加措置されたものであります。

同じく、2項7目市町村振興総合補助金につきましては、右側に記載の在宅酸素療法者酸素濃縮機利用助成事業費のほか、6事業の額が確定いたしまして、それぞれ増減がございますが、合わせまして31万9,000円を減額いたすものであります。

事業の額が確定いたしまして、それぞれ増減がございますが、合わせまして31万9,000円をいたすものであります。

なお、国、県の補助金の増減によりまして、歳出につきまして、財源調整や財源の組替え等を行ってございます。

次に、19款1項1目総務費寄附金につきましては、6件の寄附がございました。な

お、このうち1件の100万円につきましては、本年2月に発生いたしました福島県沖地震での災害復旧費用への充当を希望されてございましたので、歳出の部に充当いたしております。

同じく、3目教育費寄附金につきましては、1件の寄附がございました。

同じく、4目ふるさと寄附につきましては、額の確定によりまして減額するものがあります。

6ページでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整の結果1億580万円を戻し入れるものであります。

23款町債につきましては、先ほど議案書の36ページでご説明いたしました内容でございますして、1目から7目につきましてそれぞれ減額いたすものでございます。

歳入は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項3目財政管理費につきましては、24節積立金として、今後実施を予定しております吉岡西部地区土地地区画整理事業の財源とするため、まちづくり基金に1億円を積み立てるものであります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。今回の専決につきましては、ふるさと寄附事業費の額の確定によります補正をいたすものでございます。

7節につきましては、寄附申出者への返礼品の調達費用を、11節につきましては、ふるさと寄附ポータルサイトへの広告料、クレジットカード決済手数料等について、12節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品調達事務及び発送業務等につきまして、それぞれの実績によりまして減額をいたすものでございます。

24節につきましては、返礼等の経費を控除しました寄附金をふるさと応援基金への積立てとしまして追加措置いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、3項1目18節戸籍住民基本台帳費につきましては、J-LISへのマイナンバーカード関連事務に係る交付金の額確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

3款1項4目障害者福祉費につきましては、事業の確定によります県補助金の財源調整であります。

同じく、2項2目児童措置費につきましては、児童手当とマイナンバーカード連携の事業費確定による国庫補助金の財源調整でございます。

同じく、4目保育所費につきましては、認定こども園施設整備事業費の確定により、地方債の財源調整であります。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、市町村献血推進事業費の確定による県補助金の財源調整であります。

同じく、2目予防費につきましては、がん検診受診率向上促進事業費の確定による県補助金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の確定による財源調整であります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費につきましては、台風19号に係ります災害廃棄物の処理が完了したことによるものであります。

10節は、災害廃棄物仮置場の重機燃料代の減額によるものです。

11節につきましては、災害廃棄物仮置場の仮設トイレのくみ取りに係る手数料の増額でございます。

12節は、災害廃棄物処理に関する経費の実績による減額でございます。

18節は、災害廃棄物処理に係る黒川地域事務組合への負担金を増額したものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、5款1項5目農地費につきましては、豊かなふるさと保全整備事業費の確定によります県補助金の財源調整でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、6款1項2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金の額の確定によります感染症対応地方創生臨時交付金の財源調整であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

7款2項2目道路新設改良費につきましては、地方道路等整備事業費の確定によります財源等の変更になっているものでございます。

続きまして、同じく、7款5項2目子育て支援住宅建設費でございます。こちらにつきましては、落合子育て支援住宅整備工事につきましたみやぎの木のやすらぎ空間

確保対策事業費の確定による財源の変更となっているものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、9ページをお願いいたします。

8款1項5目災害対策費につきましては、コロナ禍での避難所対策といたしまして、テントやサーマルカメラなどの購入事業費の確定による国庫補助金の財源調整でございます。よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、9款1項2目事務局費につきましては、事務局運営費及び学び支援コーディネーター等配置事業に係る額の確定による補正でございます。

7節、8節は、学び支援員の報奨金及び費用弁償の額の確定による減額、10節は、消耗品費の額の確定による増額、11節は、通信運搬費及び保険料の額の確定による減額でございます。

24節は、学校校舎建設基金積立金2億円及び歳入の寄附金を財源といたします学校教育振興基金積立金35万円の追加をいたすものでございます。

次に、3項1目学校管理費につきましては、スクールバスのコロナウイルス感染予防対策として、バスの増便分に係ります財源の調整を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、10款4項1目現年単独災害復旧費につきましては、本年2月の福島県

沖地震の災害復旧費への目的寄附がございましたので、特定財源といたしまして100万円を計上いたしましたものでございます。

歳出は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について専決処分したので、同条2項の規定により議会に報告するものであります。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により規定された町長の専決処分事項について、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

40ページをお開きください。

令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

令和2年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ699万5,000円を追加し、総額をそれぞれ22億6,235万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書の14ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目国庫補助金につきましては、災害等臨時特例補助金を増額するものでございます。

4款1項1目につきましては、保険給付費等交付金につきましては、特別交付金の増額をするものでございますが、保険者努力支援分と特定健康審査等負担金については減額、特別調整交付金と都道府県繰入金については増額するものであります。

6款2項1目につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額するものでござい

ます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目19節は、一般被保険者療養給付費につきまして、歳入額補正による調整でございます。

5款2項1目につきましては、歳入額補正による財源内訳の変更になります。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で報告第4号から報告第5号までを終わります。

日程第8「議案第40号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第2号）」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第40号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第40号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億432万円を追加いたしまして、予算の総額を130億2,604万4,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書43ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第2号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。17款2項に新たに10目商工費県補助金を設けまして、1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、4月5日から5月5日までの時短営業協力事業者への協力金として1億2,400万円を計上するものであります。

次の2節、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金につきましては、大和町経済対策助成金といたしまして、3,500万円を計上いたしましたものでございます。

21款繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金でありまして、歳入歳出の財源調整として4,532万円を追加するものであります。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、歳出でございます。6款1項2目商工振興費3節につきましては、営業時間短縮の協力要請に対する協力状況調査に伴う夜間巡回のための職員時間外勤務手当でございます。

11節につきましては、感染症拡大防止協力金及び経済対策助成金振込手数料、データ送信ソフトのセットアップ手数料でございます。

18節につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金としまして、時短要請に協力をいただきました事業所100件分、また、大和町経済対策助成金としまして、事業支援550事業者分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第40号 令和3年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それでは、1件、専決処分のページ、2ページ。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠議員、それは既にもう終わっています。

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今商工費のところ、21万9,000円の時間外勤務手当でご説明いただいたんですけども、どれくらい街中どのような形で歩くのか、簡単にちょっとご説明いただけたらと思います。

議 長 (高平聡雄君)

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 (浅野義則君)

渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、巡回ということで、調査ということで、今3班体制で巡回しております。こちらの3班体制なんですけれども、商工観光課で2班、もう1班につきましては、黒川商工会の職員の方の協力をいただきまして1班、合計3班体制で、1班2人の体制で実施しております。

それで、今までの実績ですけれども、4月9日、それから4月15日、これからの予定としましては、4月22日に実施したいと考えております。

4月22日以降につきましては、商工観光課のほうで巡回、調査ということにしたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年大和町議会4月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後0時01分 散 会